

熊本駅新幹線口駅前広場改修に関する懇談会開催要綱

制定 令和6年7月31日 都市建設局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本駅新幹線口駅前広場改修に関する懇談会(以下「懇談会」という。)の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(懇談会において意見聴取等をする事項)

第2条 懇談会においては、次に掲げる事項について、出席者からの意見を聴き、又は出席者との意見交換を行うものとする。

- (1) 熊本駅新幹線口駅前広場改修に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(懇談会の出席者)

第3条 懇談会の出席者は、おおむね次に掲げる者のうちから選定する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他必要と認められる者

(懇談会の出席依頼)

第4条 懇談会の出席者の候補として選定した者(以下「候補者」という。)に対しては、書面により出席依頼を行わなければならない。

2 前項の出席依頼には、次の事項を明示するものとする。

- (1) 懇談会の予定開催回数及び予定開催時期
- (2) 意見聴取等を予定している事項
- (3) 懇談会への出席1回当たりの謝礼金の額及びその支払い方法
- (4) 秘密と指定された事項がある場合の守秘義務

3 候補者から出席依頼への承諾を受けるときは、次に掲げる事項を含む承諾書の提出を求めなければならない。

- (1) 承諾する旨の表記
- (2) 謝礼金を受け取らない場合は、その旨の表記
- (3) 記名及び押印

(懇談会の開催通知)

第5条 懇談会を開催するときは、あらかじめ、出席者に対し、開催日時及び場所を書面で通知しなければならない。ただし、出席者からの希望がある場合は、電子メールその他書面によらない方法により通知することができる。

2 前項の規定により通知された開催に参加できない出席者(以下「不参加出席者」という。)が代理人により出席することは、認めないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、不参加出席者が自らの所属団体等の役員、職員等を出席させるこ

とを希望する旨の事前の申出があり、かつ、その出席の必要性、有益性等が認められるときは、当該役員、職員等を臨時の出席者として出席させることができる。

- 4 前条及び第1項及び第2項の規定は、前項の規定により臨時の出席者を出席させる場合について準用する。ただし、これらの規定によることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(出席者への謝礼金の支払)

第6条 懇談会の出席者には、出席1回当たり10,000円の謝礼金を支払う。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 承諾書において謝礼金を受け取らない旨の意思表示がされている場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、国、県等の職員であって所属部署の業務として懇談会に参加するものから、謝礼金を受け取らない旨の意思表示があったとき。

(懇談会の公開)

第7条 懇談会は、公開により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公開によらず懇談会を行うことができる。

- (1) 熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)第7条各号に掲げる情報を含む事項について意見聴取等をする場合
- (2) 公開することにより出席者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合
- (3) 公開することにより出席者からの率直な意見の表明や出席者との率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合
- (4) その他市街地整備課長が特に必要と認める場合

- 3 懇談会の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(会議録の公表)

第8条 懇談会を開催したときは、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、市ホームページで公表するものとする。

- (1) 開催年月日
- (2) 開催場所
- (3) 出席者
- (4) 会議次第
- (5) 聴取した意見等の要旨

- 2 前条第2項の規定により公開によらず懇談会を開催したときは、その公開としなかった理由を勘案の上、前項第5号に掲げる事項の内容の全部又は一部を会議録に記載しないことができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月31日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。